２　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

（緊急の命令の方法）

第四十一条の四　法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨

二　勧告に従わなかつた事実

三　とるべき措置の内容

四　措置をとるべき期限

五　その他必要と認める事項

２　前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

（病原体の輸入に関する届出）

第四十四条の二　法第三十六条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号の二による書面によりしなければならない。

（輸入のための検査証明書の添付の除外）

第四十六条　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定する血清を除く。）を輸入する場合

２　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　（略）

２　前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一　家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがなくなるまでの期間
二～四　（略）	（略）

３～６　（略）

（新設）

（病原体の輸入に関する届出）

第四十四条の二　法第三十六条の二第一項の規定による届出は、当該届出に係る家畜の伝染性疾病の病原体を積載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなつている日までに、別記様式第二十一号の二による書面によりしなければならない。

（輸入のための検査証明書の添付の除外）

第四十六条　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

（新設）

２　（略）

（検査のための係留期間）

第五十条　（略）

２　前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの（法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。）の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間（次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間）以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一　家畜の伝染性疾病（輸入の場合にあつては、監視伝染病の病原体による伝染性疾病に限る。以下この表において同じ。）にかかつている動物	家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがなくなるまでの期間
二～四　（略）	（略）

３～６　（略）